

令和7年度

「婚活マッチングシステム登録料補助金」募集要項

市では、出会いのきっかけを応援するため、新潟県が運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の会員登録料を補助します。

1 補助対象者

下記のいずれにも該当する方

- ① 佐渡市に住所を有していること。
- ② 市税等を滞納していないこと。
- ③ 暴力団、暴力団員ではないこと。
- ④ 過去にこの補助金を2回受けていないこと。
- ⑤ 次の表の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

2 補助金額

「ハートマッチにいがた」の会員登録に係る、下記のとおり金額とします。
なお、キャンペーン等で割り引かれた金額の場合は、その金額とします。

- ・29歳以下 9,000円
- ・30歳以上 11,000円

3 申請方法

次の書類を地域産業振興課地域支援係に提出してください。

※ 登録料を支払った日の属する年度の末日までに申請をしてください。

- ① 婚活マッチングシステム登録料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 本人確認書類の写し（免許証、保険証、マイナンバーカードなど）
- ③ ハートマッチにいがたの会員であることを証する書類
- ④ 登録料の支払を証する書類
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※メールにデータを添付し、提出することが可能です。
（申請書の申請者氏名欄は、自署又は記名押印必要）

◎地域産業振興課地域支援係メールアドレス chiiki@city.sado.niigata.jp

4 補助金交付の決定

書類審査の結果、交付が認められた場合は、市は補助金の交付決定兼額の確定を行い、申請者に通知します。

5 留意事項

申請に不正又は虚偽の報告等があった場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助金の返還を命ずることがありますのでご注意ください。

6 補助金のお支払い

交付決定兼額の確定がされた申請者の方に、申請の際に指定していただいた口座へ補助金をお振込みいたします。

7 協力事項

ハートマッチにいがたに会員登録した後の婚活の状況に関する情報の提供や、アンケートへの対応にご協力ください。

8 書類の提出先・お問い合わせ

佐渡市 地域振興部 地域産業振興課 地域支援係
住所：〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
電話：0259-67-7863 F A X：0259-63-2750
メール：chiiki@city.sado.niigata.jp